

議案第39号

さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について

さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する条例  
を次のように定める。

平成28年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例等の一部を改正する  
条例

(さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(平成13年さい  
たま市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、  
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を  
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料) 第3条 市長等の給料は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>1,210,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>951,000円</u> (3) 水道事業管理者 月額 <u>797,000円</u> (4) 教育長 月額 <u>792,000円</u> (5) 常勤の監査委員 月額 <u>608,000円</u> (6) 特別職の秘書 月額 <u>467,000円</u>	(給料) 第3条 市長等の給料は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>1,243,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>977,000円</u> (3) 水道事業管理者 月額 <u>819,000円</u> (4) 教育長 月額 <u>814,000円</u> (5) 常勤の監査委員 月額 <u>625,000円</u> (6) 特別職の秘書 月額 <u>480,000円</u>
(退職手当) 第9条 [略] 2 前項の退職手当の額は、次に掲げるとおりとす る。 (1) 市長 給料月額に <u>100分の50</u> を乗じて得 た額に勤続月数を乗じた額 (2) 副市長 給料月額に <u>100分の33</u> を乗じて	(退職手当) 第9条 [略] 2 前項の退職手当の額は、次に掲げるとおりとす る。 (1) 市長 給料月額に <u>100分の60</u> を乗じて得 た額に勤続月数を乗じた額 (2) 副市長 給料月額に <u>100分の40</u> を乗じて

<p>得た額に勤続月数を乗じた額</p> <p>(3) 水道事業管理者 給料月額に<u>100分の21</u>を乗じて得た額に勤続月数を乗じた額</p> <p>(4) 教育長 給料月額に<u>100分の21</u>を乗じて得た額に勤続月数を乗じた額</p> <p>(5) 常勤の監査委員 給料月額に<u>100分の17</u>を乗じて得た額に勤続月数を乗じた額</p> <p>(6) 特別職の秘書 給料月額に<u>100分の17</u>を乗じて得た額に勤続月数を乗じた額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>得た額に勤続月数を乗じた額</p> <p>(3) 水道事業管理者 給料月額に<u>100分の25</u>を乗じて得た額に勤続月数を乗じた額</p> <p>(4) 教育長 給料月額に<u>100分の25</u>を乗じて得た額に勤続月数を乗じた額</p> <p>(5) 常勤の監査委員 給料月額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額に勤続月数を乗じた額</p> <p>(6) 特別職の秘書 給料月額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額に勤続月数を乗じた額</p> <p>3～5 [略]</p>
--	--

(旧さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止する条例（平成27年さいたま市条例第17号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成13年さいたま市条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料は、月額<u>79万2,000円</u>とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に<u>100分の21</u>を乗じて得た額に勤続月数を乗じた額とする。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料は、月額<u>81万4,000円</u>とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料の月額に<u>100分の25</u>を乗じて得た額に勤続月数を乗じた額とする。</p> <p>3～5 [略]</p>

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。